

議員提出第一号議案

大分県政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について

大分県政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日提出

大分県議会議員 久 原 和 弘

大分県政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第一条 大分県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第八条を削り、第七条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」とし、同条を第五条とする。

第三条の見出し及び同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、大分県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
第九条第一項及び第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の一項を加える。

4 議長は、前三項の規定により収支報告書及び会計帳簿等の写しが提出されたときは、収支報告書の写しを知事に送付する。
第十条を削る。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第八条」を「第二条」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(透明性の確保)

第十二条 議長は、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

経費	内	容
調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究(視察を含む。)並びに調査委託に要する経費	
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施(共同開催を含む。)に必要な経費並びに他団体が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	
広聴広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	
会議費	会派における各種会議、住民相談会等に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	

別記様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、

研修費	
-----	--

を

研修費	
広聴広報費	
要請陳情等活動費	

に、

資料購入費	
広報費	

を

資料購入費	
-------	--

に改める。

(大分県議会基本条例の一部改正)

第二条 大分県議会基本条例(平成二十一年大分県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第十八条第四号及び第二十条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(大分県議会図書室設置条例の一部改正)

第三条 大分県議会図書室設置条例(昭和二十三年大分県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十八項」を「第百条第十九項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の大分県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条の規定により提出されている会派の届出は、第一条の規定による改正後の大分県政務活動費の交付に関する条例第五条の規定により提出された会派の届出とみなす。

理 由

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるとともに、規定を整備する必要があるため提出する。